

## 四街道市犯罪被害者等支援条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市民及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として市長が認めるものをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及びやむを得ない事由により市内に居所を有することとなったものをいう。
- (4) 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在しているもの及び市内において活動を行っている団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (7) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

### （基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、必要とされる支援を途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう支援するとともに、二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮して行われなければならない。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定し、及び実施するものとする。

### （市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう努めるものとする。

### （相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により被害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うものとする。

2 市は、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うものとする。

3 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害(再被害及び二次的被害を含む。以下同じ。)に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害(医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。)を受けた者(以下「被害者」という。)又はその遺族(これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であったものに限る。以下同じ。)に対し、規則に定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(家事援助費用の助成)

第8条 市長は、前条の規定による見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難となった者に対し、家事援助サービスを利用する場合は、規則に定めるところにより、その費用の一部を助成するものとする。

(精神的被害の回復への支援)

第9条 犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう、必要な支援を行うものとする。

(居住支援)

第10条 市長は、第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者のうち、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となったもの(市長が認めたものに限る。)の居住の安定を図るため、住居等に関する必要な支援を行うものとする。

(転居費用の助成)

第11条 市長は、第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者のうち、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となったもの(市長が認めたものに限る。)に対し、当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居(最初の転居に限る。)した場合は、規則に定めるところにより、その転居に要した費用の一部を助成するものとする。

(裁判手続に係る旅費等の支給)

第12条 市長は、第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者が、当該犯罪被害(対象犯罪行為による犯罪被害に限る、以下同じ。)に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日(以下「公判期日等」という。)に出席した場合又は公判期日等を傍聴した場合は、規則に定めるところにより、旅費等を支給するものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市は、犯罪被害者等が、必要なときに必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、関係機関等との連携協力を努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行う人材の養成)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を養成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への理解促進)

第15条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性、その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。